宿泊約款

第 1 条(適用範囲)

ホテルニューガイア糸島（以下、「当ホテル」といいます。）がお客さまとの間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとされる方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

(1)お客さまの氏名、年齢、性別、住所、国籍及び職業

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金(当ホテルが別途定める宿泊料金による。)

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 お客さまが、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

3 未成年者のみが宿泊する場合、当ホテルは、親権者の同意書の提出その他当ホテルが必要と認める事項の申し出を求めることがあります。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4 条(宿泊契約締結の拒否)

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) ご宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとされる方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をされるおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとされる方が、法令により宿泊を制限し、又は制限し得る感染症の患者等に該当すると認められるとき。

(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く）。

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由によりご宿泊いただくことができないとき。

(7) 宿泊しようとされる方が、他のお客さまに迷惑を及ぼす言動をしたとき

(8) 宿泊しようとされる方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。

(9) 宿泊しようとされる方が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人等であるとき。

(10) 宿泊しようとされる方が、法人等で、その代表者、役員等のなかに暴力団員に該当する者がいるとき。

(11) 宿泊しようとされる方が、当ホテル若しくは当ホテルの従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ったとき又はかつて同様な行為を行なったと認められるとき。

(12) 宿泊しようとされる方が、泥酔等により他のお客さまに迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

(13) 宿泊しようとされる方が当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

第4条の2（宿泊契約締結の拒否の説明）

宿泊しようとされる方は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第 5 条(宿泊客の契約解除権)

お客さまは当ホテルに申し出て、 宿泊契約を解除することができます。

2　当ホテルは、お客さまのご都合により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、 別表第 1 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。 ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約をした場合にあっては、その特約をするに当たって、お客さまが宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルがお客さまに告知したときに限ります。

3　当ホテルは、 お客さまが連絡をしないで宿泊当日の午後 9 時(あらかじめ到着予定時刻

が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客さまにより解除されたものとしてみなし処理する場合があります。

第 6 条（当ホテルの契約解除権）

当ホテルは次に掲げる場合には、宿泊契約を解除する場合があります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 第 2 条第 1 項の事項の申告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が申告されないとき。

(2) お客さまが第 5 条(3) から（13) までに該当したとき。ただし、第5条(8)から(10)までに該当する場合は、当ホテルは直ちに宿泊契約を解除することができるものとします。

(3) 寝室での寝たばこ、 消防施設等に対するいたずら、 その他当ホテルが定める利用規則に従わないとき。

2　当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客さまがいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第6条の2（宿泊契約解除の説明）

お客さまは、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第 7 条（宿泊の登録）

お客さまは、ご宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) お客さまの氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) お客さまが日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号並びに旅券の呈示及び写しの提出

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

第8 条(客室の使用時間)

お客さまが当ホテルの客室を使用できる時間は、原則として、午後 3 時から翌朝 10時までとします。 ただし、 客室、宿泊プランその他当ホテルが定める条件により、使用時間が異なる場合があります。連続して宿泊される場合は、到着日及び出発日を除き、 終日使用することができますが、清掃、点検その他当ホテルが必要と認める場合には、一時的に客室からご退室いただくことがあります。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる場合があります。この場合には追加料金を申し受けます。

(1) 午前10時から午後 2 時までは、 1 時間 1,000 円(税込)

(2) 午後 2 時以降は、1泊分の宿泊料金の全額

第 9 条(利用規則の遵守)

お客さまは、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第9条の2（モバイルバッテリーの使用）

お客さまは、客室内でモバイルバッテリーを使用し、又は充電する場合、火災防止のため、外出時は必ずコンセントから外し、直射日光の当たる場所、寝具、カーテンその他可燃物の上又はその付近で使用しないものとします。

第9条の3（安全確認のための対応）

1 当ホテルは、お客さまの安全確保、事故防止その他の理由により必要不可欠であると判断した場合、合理的な方法によりお客さまに連絡し、又はその状況を確認することがあります。

2 前項の場合において、お客さまと連絡が取れないとき、又は緊急その他やむを得ない事情があるときは、当ホテルは、必要最小限の範囲で客室へ入室することがあります。

第 10 条 (料金の支払い)

宿泊料金等の支払いは、原則として、宿泊サービスの提供を受ける前までに、当ホテルが認めた宿泊券及びクレジットカードその他のキャッシュレス決済により行っていただきます。 ただし、当ホテルが認めた場合は、日本の通貨によりお支払いいただくことがあります。

2 当ホテルがお客さまに客室を提供し、 使用が可能になったのち、お客さまが任意に宿泊されなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条 (当ホテルの責任)

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、 又はそれらの不履行によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償します。 ただし、それらが当ホテルの責めに帰すべき事由によるべきものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルの宿泊に関する責任はお客さまが当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行われたときに開始し、お客さまがチェックアウトのために客室を退室されたときに終了します。

3 当ホテルは、 万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

4 天災地変、戦争（宣言の有無を問いません。）、内乱、暴動、国内外の法令の制定改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為、疫病・感染症の流行その他当ホテル

の責めに帰することができない事由により、宿泊契約又はこれに関連する契約の全部又は一部の履行が遅滞し、又は履行不能となった場合、当ホテルは、これによりお客さまに生じた損害について責任を負わないものとします。

第12条 (契約した客室の提供ができないときの取扱)

当ホテルは、お客さまに契約した客室を提供できないときは、 お客さまの了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2　当ホテルは、前項の斡旋ができないときは、その賠償として違約金相当額の補償料を支払います。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 13 条(寄託物等の取扱)

お客さまがフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。 ただし、現金及び貴重品については、 当ホテルがその種類及び価格の申告を求めた場合であって、 お客さまがそれを行われなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、当ホテルは 50,000 円(税込)を限度としてその損害を賠償します。

2　お客さまが、当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものであっても、 当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。 ただし、お客さまからあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについての損害の賠償は、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、50,000 円(税込)を限度とします。

3　美術品、骨董品等の品物はお預かりできません。

第 14 条 (お客さまの手荷物又は携帯品の保管)

お客さまの手荷物が、 宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、お客さまがフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2　お客さまがチェックアウトしたのち、お客さまの手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合3 か月保管します。 ただし、お飲み物、 食品は翌日処分します。

3　前 2 項の場合におけるお客さまの手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第15 条 (駐車の責任)

お客さまが、当ホテルが近隣で管理している契約駐車場をご利用になる場合、車輌のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輌の管理責任まで負うものではありません。 ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテル契約駐車場の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

第16 条(宿泊客の責任)

お客さまの故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該お客さまは当ホテルに対し、 その損害を賠償していただきます。

第17 条(個人情報の取扱い)

個人情報の取扱いについては、当ホテルが定めるプライバシーポリシーによるものとします。

第18 条(免責事項)

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客さまご自身の責任において行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、 その結果お客さまがいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用の際に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第19 条(支配する言語)

この約款は日本語と英語で作成されていますが、その文の間に不一致又は相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

第 20条(準拠法)

この約款及び、当ホテル内に掲示した利用規則は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとします。

第21 条(合意管轄)

お客さまと当ホテルの間における一切の訴訟は、その訴額に応じて、福岡簡易裁判所又は福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第１　違約金

区分	キャンセル発生日	違約金比率
一般客（14名まで）	連絡なしの不泊	100%
	当日	100%
	前日	50%
	2日前～3日前	20%
団体客（15名以上）	連絡なしの不泊 / 当日	100%
	前日	80%
	2日前～7日前	50%
	8日前～14日前	20%
	15日前～30日前	10%

(注)1.%は宿泊料に対する違約金の比率です。

2.　契約日数を短縮された場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。

2026年10月1日　改定